

Ⅲ 市町村国保の現状について

市町村国保の抱える構造的な問題

①年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・65～74歳の割合：国保(31.4%)、健保組合(2.6%)
- ・一人あたり医療費：国保(29.0万円)、健保組合(13.3万円)

②所得水準が低い

- ・加入者一人あたり平均所得：国保(91万円)、健保組合(195万円(推計))
- ・無所得世帯割合：22.8%

③保険料負担が重い

- ・加入者一人あたり保険料／加入者一人あたり所得
市町村国保(9.1%)、健保組合(4.6%)
- ※健保は本人負担分のみの推計値

④保険料(税)の収納率低下

- ・収納率：平成11年度 91.4% → 平成22年度 88.6%
- ・最高収納率：94.22%(島根県) ・最低収納率：83.90%(東京都)

⑤一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額：約4,000億円 うち決算補てん等の目的：約3,600億円
- ・繰上充用額：約1,800億円
- ※ 繰上充用...一会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てること。

⑥財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・1723保険者中3000人未満の小規模保険者 417 (全体の1/4)

⑦市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大：2.7倍(東京都) 最小：1.2倍(滋賀県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大：6.5倍(秋田県) 最小：1.3倍(富山県)
- ・一人あたり保険料の都道府県内格差 最大：2.8倍(東京都) 最小：1.3倍(富山県)

各保険者の比較

| | 市町村国保 | 協会けんぽ | 組合健保 | 共済組合 | 後期高齢者医療制度 |
|--|---------------------------|--|--|---|------------------|
| 保険者数 (平成22年3月末) | 1,723 | 1 | 1,473 | 83 | 47 |
| 加入者数 (平成22年3月末) | 3,566万人 (2,033万世帯) | 3,483万人 被保険者1,952万人 被扶養者1,531万人 | 2,995万人 被保険者1,572万人 被扶養者1,423万人 | 912万人 被保険者447万人 被扶養者465万人 | 1,389万人 |
| 加入者平均年齢 (平成21年度) | 49.5歳 | 36.2歳 | 33.9歳 | 33.4歳 | 81.9歳 |
| 65～74歳の割合 | 31.2% (平成21年度) | 4.8% (平成21年度) | 2.6% (平成21年度) | 1.6% (平成21年度) | 3.2% (平成21年報) |
| 加入者一人当たり医療費 (平成21年度)(※1) | 29.0万円 | 15.2万円 | 13.3万円 | 13.5万円 | 88.2万円 |
| 加入者一人当たり 平均所得(※2) (平成21年度) | 91万円 一世帯あたり 158万円 | 139万円 一世帯あたり(※3) 245万円 | 195万円 一世帯当たり(※3) 370万円 | 236万円 一世帯当たり(※3) 479万円 | 80万円 (平成22年度) |
| 加入者一人当たり 平均保険料 (平成21年度)(※4) 〈事業主負担〉 | 8.3万円 一世帯あたり 14.7万円 | 8.6万円<17.1万円> 被保険者一人あたり 15.2万円<30.3万円> | 9.0万円<20.0万円> 被保険者一人あたり 16.9万円<37.6万円> | 11.0万円<22.0万円> 被保険者一人あたり 22.4万円<44.8万円> | 6.3万円 |
| 保険料負担率(※5) | 9.1% | 6.2% | 4.6% | 4.7% | 7.9% |
| 公費負担 (定率分のみ) | 給付費等の50% | 給付費等の16.4% (※6) | 財政窮迫組合に対する 定額補助 | なし | 給付費等の約50% |
| 公費負担額(※7) (平成24年度予算案 ^{ペー} ー) | 3兆4,459億円 | 1兆1,822億円 | 16億円 | | 6兆1,774億円 |

(※1) 加入者一人当たり医療費について、協会けんぽ及び組合健保については速報値である。また共済組合は審査支払機関における審査分の医療費(療養費等を含まない)である。

(※2) 総所得金額等(収入総額から必要経費や給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)を指す。

市町村国保及び後期高齢者医療制度においては、「総所得金額及び山林所得金額」に「雑所得の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」をくわえたもの。市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」による。

協会けんぽ、組合健保、共済組合については「加入者一人あたり保険料の賦課対象となる額」(標準報酬総額を加入者数で割ったもの)から給与所得控除に相当する額を除いた参考値である。

(※3) 被保険者一人あたりの金額を表す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

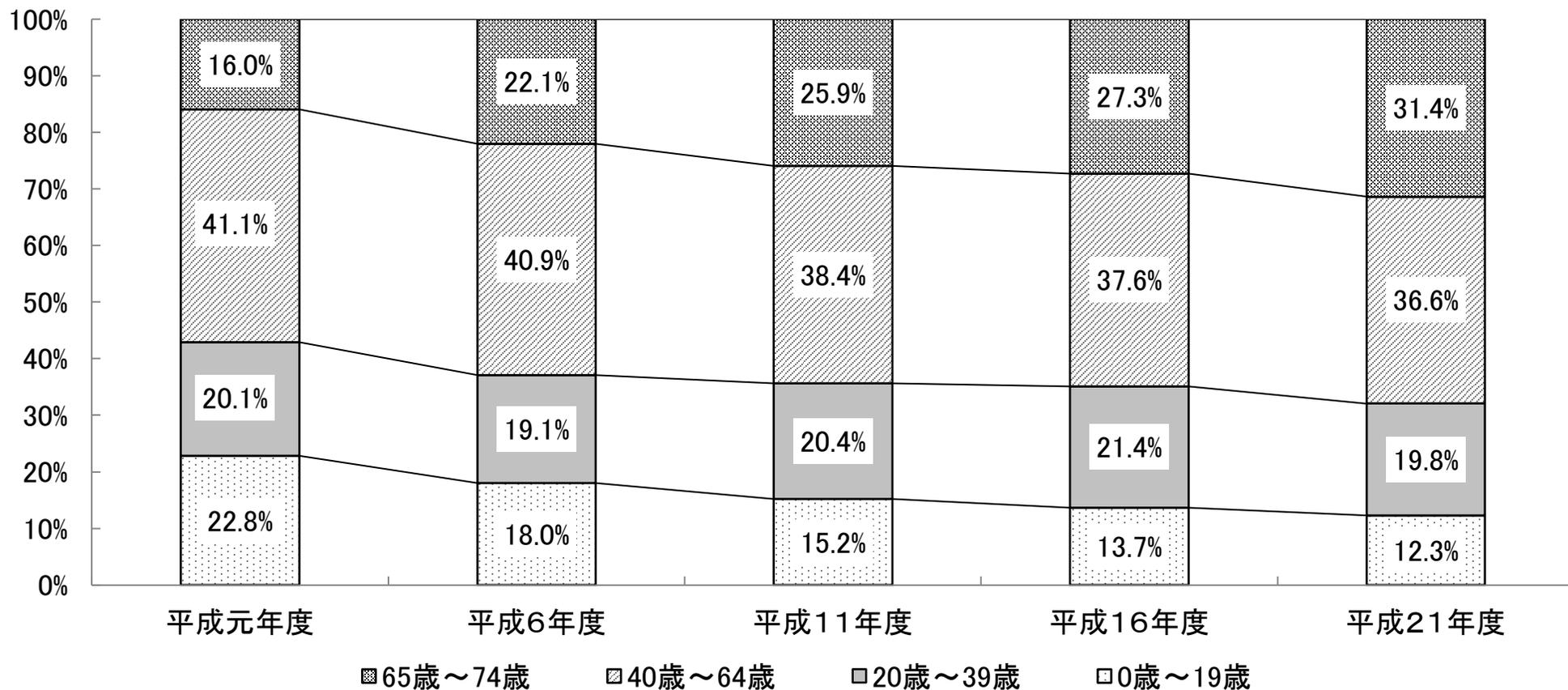
(※5) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

(※6) 平成22年度予算における22年6月までの協会けんぽの国庫補助率は、後期高齢者支援金に係る分を除き、13.0%。

(※7) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導、保険料軽減分等に対する負担金・補助金は含まれていない。

市町村国保の被保険者（75歳未満）の年齢構成の推移

被保険者数全体に占める、65歳から74歳までの割合が次第に増加し、平成21年度には31.4%となっている。

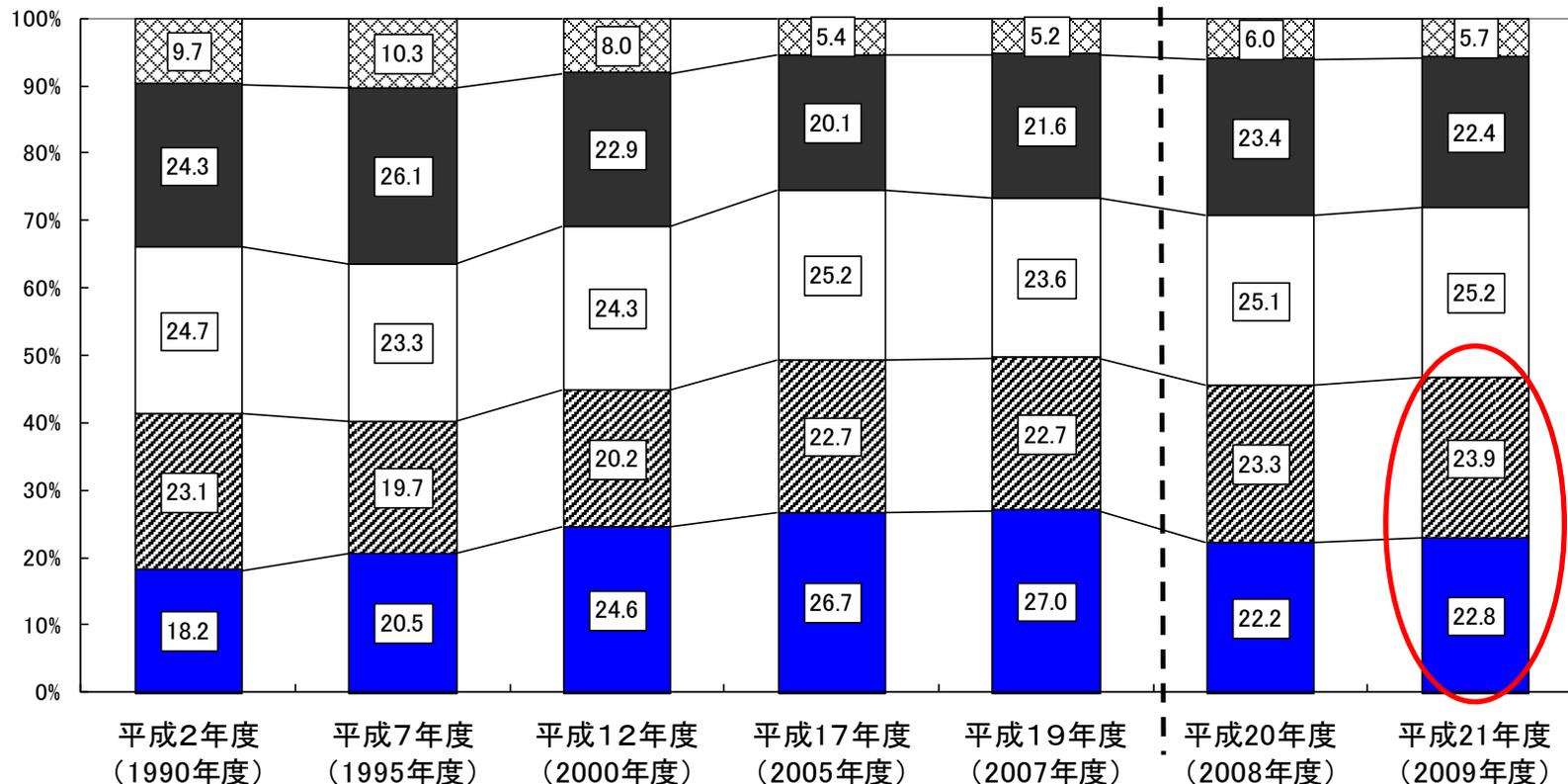


(資料)厚生労働省保険局「国民健康保険実態調査」

世帯の所得階層別割合の推移

平成21年度において、加入世帯の22.8%が所得なし、23.9%が0円以上100万円未満世帯であり、低所得世帯の割合が次第に増加している。

※「所得なし」世帯の収入は、給与収入世帯で65万円以下、年金収入世帯で120万円以下。



■ 所得なし ▨ 0円以上100万円未満 □ 100万円以上200万円未満 ■ 200万円以上500万円未満 ▩ 500万円以上

(注1) 国民健康保険実態調査報告による。

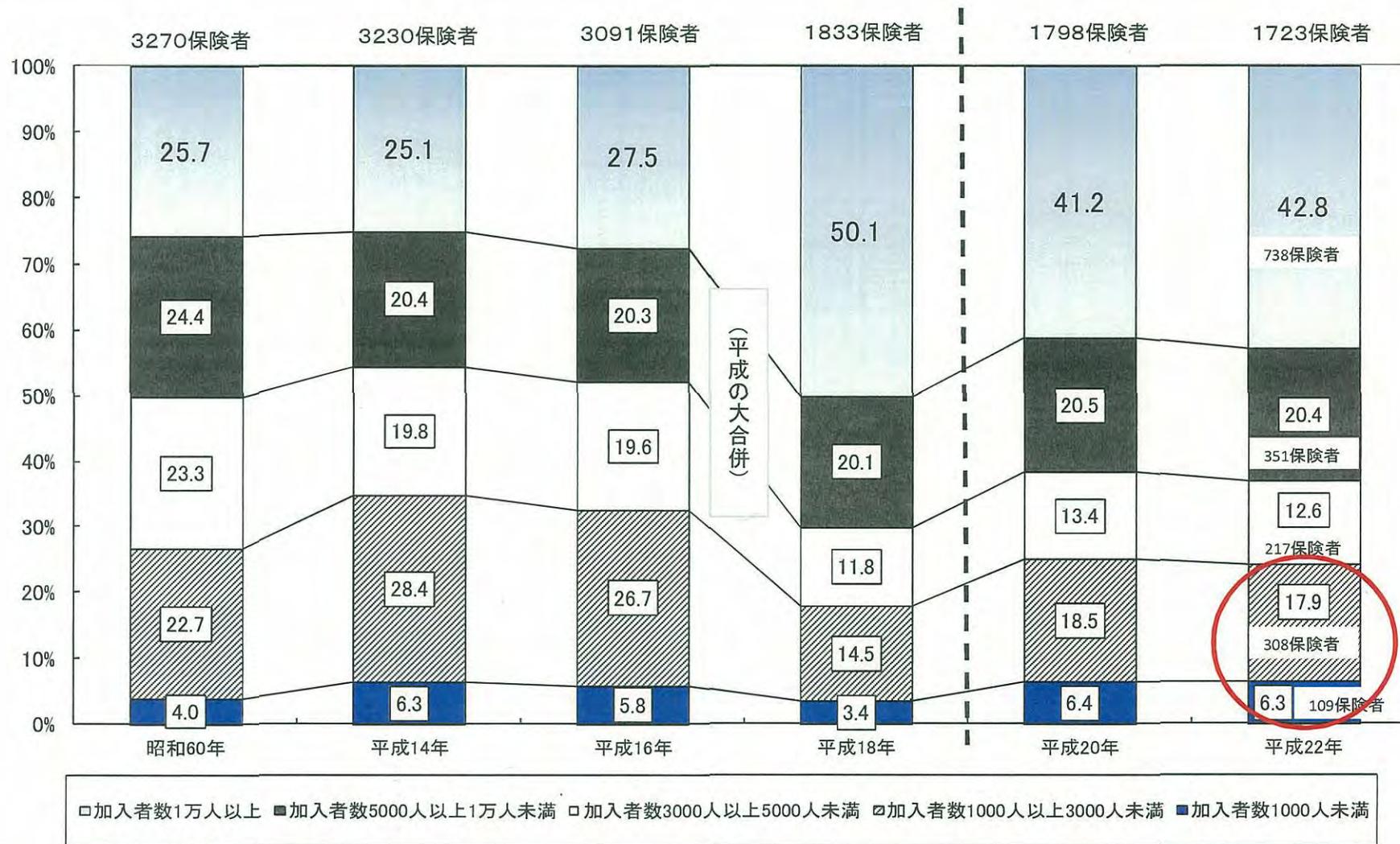
(注2) 擬制世帯主、所得不詳は除いて集計している。

(注3) 平成20年度以降は後期高齢者医療制度創設され、対象世帯が異なっていることに留意が必要。

(注4) ここでいう所得とは「旧ただし書き方式」により算定された所得総額(基礎控除前)である。

保険者規模別構成割合の推移

平成22年9月末時点で、1,723保険者中417保険者が被保険者数3,000人未満の小規模保険者。



(出所):「国民健康保険実態調査」

(注)平成20年度に後期高齢者医療制度が創設され、被保険者数が減少していることに留意が必要。